

入間市生活環境の保全に関する指導要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市民が健康で安全、かつ、快適な生活を営むうえにおいて、<u>身近な生活環境の悪化を防止するため、市民の日常生活及び事業者の事業活動に関し必要な事項を定めるとともに、市民が生活する上で配慮すべき事項を定めることにより、生活環境を保全すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>生活環境</u> 人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含めたものをいう。</p> <p>(2) <u>市民</u> 市内に居住、通勤又は通学をする者をいう。</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第7条）</u></p> <p><u>第2章 騒音及び振動（第8条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 悪臭（第19条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 大気汚染（第25条—第30条）</u></p> <p><u>第5章 水質汚濁（第31条—第44条）</u></p> <p><u>第6章 廃棄物（第45条—第47条）</u></p> <p><u>第7章 電波障害（第48条—第52条）</u></p> <p><u>第8章 土運搬事業（第53条—第55条）</u></p> <p><u>第9章 駐車施設（第56条—第58条）</u></p> <p><u>第10章 雑則（第59条—第61条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市民が健康で安全、かつ、<u>快適な生活を営むうえにおいて、生活環境の整備及び保全を図り、香り豊かな緑の文化都市建設を推進するため、事業者及び市民に対して必要な指導、勧告及び協力要請を行う</u>ことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>公害</u>」とは、<u>事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び電波障害等によつて、人の健康又は生活環境がそこなわれることをいう。</u></p> <p>(2) 「<u>生活環境</u>」とは、<u>人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含めたものとする。</u></p>

(3) 事業者 営利 を目的として事業を営む者及び公益事業などを営む者をいう。

(4) 事業場等 事業活動を営む場所をいう。

(5) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

(6) 堆積物等 堆積又は散乱している物品(放置又は不法投棄された物品を含む。)をいう。

(7) 堆積物等による管理不全な状態 居住建築物等において堆積物等が崩落し、流出し、若しくは飛散していること又は堆積物等からの悪臭若しくは害虫、ねずみその他これらに類する動物の発生等により、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又は及ぼすおそれのある状態をいう。

(8) 居住建築物等 建築物(共同住宅にあつては、それぞれの居住者が居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分)又はこれに附属する工作物及びそれらの敷地(立

(3) 「事業者」とは、営利を目的として事業を営む者及び公益事業などを営む者をいう。

(4) 「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき公害の発生に係る関係法令に定める最低限度の基準をいう。

(5) 「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音等を発生する施設であつて、別表第1に掲げるものをいう。

(6) 「特定建設作業」とは、建設作業として行われる作業のうち、騒音、振動等を発生する作業であつて、別表第2に掲げるものをいう。

(7) 「指定作業」とは、騒音等を発生する作業又は事業であつて、別表第3に掲げるものをいう。

(8) 「事業場等」とは、生産的又は非生産的事業活動を営む場所をいう。

(9) 「飲食営業等」とは、料理、茶菓などを飲食させる場であつて、別表第4に掲げるものをいう。

木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(9) 再生資源物 使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。

(10) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。

(11) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。

(12) 屋外保管事業場 屋外保管を行う場所（屋外保管に伴い再生資源物の破碎、選別、積替えその他の作業を行う場所を含む。）をいう。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら良好な生活環境づくりを推進し_____、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力するよう努め_____、環境破壊を防止するため、留意するものとする_____。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら良好な生活環境づくりの推進に努め、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力する責務を有するとともに、環境破壊を防止するため、留意及び努力をしなければならない。

（事前協議）

第6条 特定施設を設置し、又は特定建設作業及び指定作業を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議し、指導を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する以外の施設又は作業で公害発生のおそれが見込まれるときは、事前協議の対象とすることができる。

（公害防止組織）

第7条 特定施設を有する事業場等又は特定建設作業及び指定作業を行う事業場等は、公害防止に資するための公害防止組織体制を確立しなければならない。

2 前項に該当する事業場等で市長が必要と認めるときは、事業場調書及び公害防止組織図（様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(騒音及び振動の発生の防止)

第6条 事業者は、事業場等から発生する騒音及び振動の状況について、周辺環境に影響を及ぼしていないか日常的な把握に努めるものとする。

2 事業者は、全ての従業員に対し、周辺環境に影響を及ぼすような騒音及び振動を発生させないよう注意喚起を行うとともに、公害に対する啓発を行い、事業場等から発生する騒音及び振動を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

(生活騒音等の発生の防止)

第7条 市民は、家庭生活を営むうえにおいて、次の各号のいずれかに該当する
ときは、近隣住民に不快音、常識を超えた騒音及び振動を発生させないよう配慮するものとする。

- (1) 音響機器を使用するとき。
- (2) 楽器を使用するとき。
- (3) 室外機を設置するとき。
- (4) 動物を飼育するとき。
- (5) 電動工具を使用するとき。
- (6) 車両を使用するとき。

第2章 騒音及び振動

(発生状況の確認等)

第8条 事業者は、事業場等から発生する騒音及び振動の状況について、近隣に影響を及ぼしていないか把握をしておかなければならない。

2 事業者は、すべての従業員に対し、騒音及び振動公害

に対する啓蒙を行い、事業場等から発生する騒音及び振動を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(規制基準の遵守)

第9条 特定施設を設置し、又は特定建設作業及び指定作業を行う事業場等は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）（以下「規制法」という。）に定める当該地域の夜間の規制基準以下に努めなければならない。

2 前項の規定に定める外の施設で、騒音及び振動による被害が発生したときは、規制法に定める当該地域の夜間の規制基準以下に努めなければならない。

(近隣騒音等)

第10条 市民は、家庭生活を営むうえにおいて、次の各号に掲げる器具等を使用し、又は飼育するときは、近隣住民に不快音、常識を超えた騒音及び振動を発生させないよう努めなければならない。

- (1) 家庭用電機器具、娯楽器具等を使用するとき。
- (2) ステレオ、ピアノ、その他の楽器等を使用するとき。
- (3) 風呂釜、湯沸器、浄化槽等を使用するとき。
- (4) 愛がん用の動物を飼うとき。

(7) その他家庭生活から発生する騒音又は振動を誘発する行為をするとき。

(建設作業等)

第8条 建築物及び工作物等(住宅のリフォーム工事を含む。)の建設作業又は解体作業若しくは整地作業(以下「建設作業等」という。)を行う者は、次の各号の事項を行うものとする。

(1) 近隣住民に対して、作業内容等を事前に説明すること。

(2) 作業を行うに際し、近隣住宅等に被害発生のおそれがあるときは、個々の住宅の状況等について事前に調査を行うこと。

(3) 作業時間は、午前8時から午後7時までとし、原則として日曜日その他の休日を行わないこと。

2 建設作業等を行う者は、市長から作業内容等に関する書類の提出を求められたときは、速やかに提出するものとする。

(対策方法)

第11条 事業場騒音、近隣騒音及び振動に関する対策方法等については、おおむね別表第5及び別表第6に示す方法で行うよう努めなければならない。

第12条 飲食営業等を営む者は、拡声機、人声等に十分注意し、午後11時以降も営業する者にあつては、敷地境界において規制法に定める当該地域の夜間の規制基準以下にしなければならない。

第13条 飲食営業等を屋外において営む者は、拡声機の設置位置、音量等について十分配慮し、当該地域の住民との調和を図らなければならない。

2 前項に定める者は、午後10時以降について音楽等は一切流してはならない。ただし、敷地境界において45ホン以下であればこの限りでない。

(商業放送)

第14条 商業宣伝を目的として、拡声機を使用し断続して1日5時間以上の商業宣伝放送を行うときは、事前に拡声機の使用方法を市長に報告し、指導を受けなければならない。

(建設作業)

第15条 特定建設作業及びこれに類する作業を行う者又は、建築物及び工作物を建築しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 隣接する住民に対して、工事内容を説明しておかなければならない。

(2) 作業を行うに際し、隣接する住宅等に被害発生のおそれがあるときは、個々の住宅の状況等について調査をしておかなければならない。

(3) 作業時間は、午前7時から午後7時までとし、原則として日曜日その他の休日は行わな

いものとする。

2 前項に規定する事項のうち、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害その他の非常事態が発生したとき。
- (2) 建設工事等の工期が遅延することによって、公共の福祉に障害を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物に該当するとき。
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づく条件を付されたとき。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づく条件を付されたとき。
- (6) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するとき。

第16条 建設作業によつて、市民の財産に被害を及ぼしたときは、原因者は、誠意をもつてその対策に当たらなければならない。

第17条 重機（ブルドーザー、シヨベル系掘削機等）を使用し、敷地及び工作物の破壊等の作業を行う者は、前二条の事項を遵守しなければならない。ただし、第15条第2項に該当するときは、この限りでない。

2 前項の重機を専用としたモータープールを設置している者は、午後10時から翌日午前6時までの間に当該重機の積み降ろし又は、移動するときは、隣接住民に影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

第18条 第15条及び前条に該当する作業等を行う者は、市長から工事内容等の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

第3章 悪臭

（有機化合物の使用等）

（悪臭の防止対策）

第9条 有機溶剤、有機化合物等の製造又はそれ

第19条 有機溶剤等、有機化合物の製造又は有機

らを使用する作業を行う者は、物質を外部に拡散させないようその種類及び量に最も適した方法により対策を講じるものとする。

2 畜産事業者は、畜舎を常に清潔に保ち、ふん尿の処理を速やかに行い、事業場内等にふん尿を保管する場合は、覆いをする等により、悪臭及び害虫の発生を防ぐよう努めるものとする。

3 土地所有者、農業従事者等は、たい肥を施すときは速やかに覆土し、悪臭及び害虫の発生を防ぐよう努めるものとする。

4 肉類、魚類、青果物等の食料品を扱う者は、悪臭が発生しないよう対策を講じるものとする。

5 市民及び事業者は、多数の人が不快と感じる臭気の発生を防ぐよう努めるものとする。

化合物を使用する作業を行う者は、物質を外部に拡散させないようその種類及び量に最も適した方法により対策を講じなければならない。

(畜舎の管理等)

第20条 畜産事業者は、畜舎を常に清潔に保ち、ふん尿の処理を速やかに行い、蓄積所は、覆いをする等により、悪臭及び害虫の発生を防ぐなければならない。この場合、畜産事業者は、市長が別に定める畜舎に係る管理基準を遵守しなければならない。

(施肥)

第21条 市街化区域内農地又は、市街化調整区域内農地にあつて、住居が隣接している場合、たい肥又は動物のふん尿を施すときは、速やかに覆土しなければならない。

(臭気筒の設置等)

第22条 便所又は浄化槽の臭気筒を設置する者は、隣接住宅等に影響を及ぼす位置を避けるとともに、その周辺には植樹しなければならない。

(廃棄物の処分)

第23条 魚類及び青果物等生鮮食料品を扱う者は、その不用物を処分するまでの間、悪臭の発生を防ぐ措置を講じなければならない。

(その他)

(大気環境の保全)

第10条 入間市宅地開発指導要綱(平成12年告示第31号。以下「宅地開発要綱」という。)第2条第5号に定める駐車を造成しようとする者は、周囲に常緑樹による植樹又は塀の設置等をし、車両から排出される排気ガスが隣接地等に拡散しないよう努めるものとする。

2 冷暖房施設の排風口は、隣接する住居等に直接影響を及ぼさない場所に設置するものとする。

第11条 略

第24条 何人も種類のいかんにかかわらず、多数の人が不快を感じる臭気の発生を防ぐよう努めなければならない。

第4章 大気汚染

(ばい煙発生施設に使用する燃料等)

第25条 ばい煙発生施設を設置しようとする者は、使用する燃料等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 燃料は、灯油、プロパンガス、都市ガス又はA重油(硫黄分0.8パーセント以下のもの。)の使用を原則とする。

(2) 硫黄酸化物の排出量は、国の定める算出方法(別表第7)による計算式のkの値を3.5として算出した量以下とする。

(3) 廃油を使用するときは、廃油に含まれる物質のうち、市長が指示するものについての分析結果を報告した後でなければこれを使用してはならない。

第26条 ばい煙発生施設を有する既設事業場(昭和51年9月28日以前に設置された施設)は、前条の事項を遵守するよう最大の努力ををらなければならない。

第27条 焼却炉を設置する者は、補助空気圧送設備等を用いて完全燃焼を図り、必要に応じてばいじん除去装置を装備しなければならない。

2 家庭用に類する焼却炉の使用若しくは完全な設備を持たない施設を使用するときは、十分な管理を行いばい煙の発生を防がなければならない。

第28条 略

(駐車場の排気ガス)

第29条 入間市宅地開発指導要綱(平成12年告示第31号。以下「宅地開発要綱」という。)第2条第5号に定める駐車を設置する者は、あらかじめ市長と協議し、周囲には常緑樹による植樹若しくは塀の設置により、排気ガスが隣接地に拡散しないようにしなければならない。

(排水の上乗せ基準等)

第12条 自動車整備工場、鉱油類取扱い事業場等は、三槽以上の油水分離槽を2基以上又はそれと同等の設備を設置し、廃油が流出及び浸透をしないよう適切な維持管理に努めるものとする。

(その他)

第30条 冷暖房施設の排風口は、隣接住宅に直接影響を及ぼさない場所に設置するよう努めなければならない。

第5章 水質汚濁

(排水の上乗せ基準等)

第31条 特定施設を有し、既設（昭和42年2月23日以前に設置された施設）に該当する事業場は、市長が別に定めるところにより新設（昭和42年2月24日以後設置された施設）の基準に適合させるよう最大の努力をほらわなければならない。

第32条 浄化槽を設置しようとする者は、別表第8に示す排水基準以下で排出するものとする。ただし、市長は、浄化槽に係る施設が不定期使用のときは、排水基準を緩和することができる。

第33条 畜産事業場、と畜業及びへい獣取扱業のうち、公共用水域に排水しようとする者は、別表第9に示す排水基準以下で排出しなければならない。

第34条 有害物質を公共用水域に排出する事業場は、日本工業規格等に定める測定方法により検出限界以下となる排水を排出するよう努めなければならない。

第35条 ガソリンスタンド、自動車整備工場、鉱油類取扱い事業場等は三槽以上の油水分離槽を二基以上設置し、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、5mg/l以下で排出しなければならない。

第36条 事業場等は、道路及び公共用水域に廃油を排出してはならない。また、廃油の保管場所は直接雨水の当たらない位置に設置しなければならない。

第37条 液体燃料を100リットル以上地上に貯蔵している者は、貯蔵容量以上の容量をもつた防油堤をタンク周辺に設置し、流出等の事故に備えなければならない。

第13条 略

(水質異常時の対応)

第14条 市民は、河川の水質異常(魚の大量へい死、重油の流出等)を発見したときは、直ちに市に通報するものとする。

2 事業者は、水質異常を起こしたときは直ちに市に通報するとともに、市と協議の上、速やかに改善に向けた対応を行うものとする。

3 事業者は、水質異常の緊急時に備えて速やかに防止体制がとれるようあらかじめ緊急時の対策を確立しておくものとする。

4 事業場の最終放流口は1箇所とし、容易に採水できる場所に設置するものとする。

5 事業者は、排水経路を把握するため事業場全体の排水経路を記した図面を見やすい場所に掲示するものとする。

第38条 飲食営業等のうち、公共用水域に排水しようとする者は、沈でん槽及び油水分離槽を設置し、別表第8に示す排気基準以下で排出しなければならない。

第39条 略

(水質異常等)

第40条 市民は、河川の水質異常(魚の大量へい死、重油の流出等)を発見したときは、直ちに市に通報するものとする。

第41条 事業者は、水質異常を起こしたときは直ちに市に通報するとともに、速やかに対策を講じなければならない。

2 事業者は、事故現場等においては市の指導に従わなければならない。

第42条 事業者は、水質異常の緊急時に備えて速やかに防止体制がとれるようあらかじめ緊急時の対策を確立しておかなければならない。

第43条 事業場の最終放流口は1箇所とし、容易に採水できる場所に設置しなければならない。

第44条 事業者は、排水経路を把握するため事業場全体の排水経路を記した図面を見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第6章 廃棄物

(産業廃棄物の措置)

第45条 産業廃棄物の運搬及び処分を他人に委託する事業者は、次の各号に掲げる書類を市長が指示する日までに提出しなければならない。

(1) 廃棄物の処分の委託に関する契約書の写し

(2) 産業廃棄物搬出報告書(様式第2号)

(3) 最終処分地の都道府県知事の許可証の写し

(4) 産業廃棄物処理責任者名簿の写し

(最終処分場)

第46条 市内に最終処分場を所有し、一般廃棄物及び産業廃棄物の処分を業として行おうとす

(廃棄物の投棄の禁止)

第15条 略

- 2 前項の行為_____を発見したときは、市に通報するものとする。

(電波障害に対する措置)

第16条 建築主等は、宅地開発要綱第2条第2号、第3号及び第4号に定める建築物及び高さ10メートル以上の工作物を建築しようとする場合は、これらにより電波障害の発生が予想される地域の受信状況をあらかじめ調査し、事前協議の際調査報告書(公的機関の承認を受けたもの。)を市長に提出するものとする_____。

- 2 建築主等は、前項の調査報告書に基づき、正常な電波を受信するための設備の設置について、市及び電波障害の発生が予想される地域の住民に説明するものとする_____。

3 建築主等は、当該建築物の建築により電波障害が発生したときは、速やかに市及び障害を受けた近隣住民と協議し、障害除去対策の措置を講じるものとする_____。

- 4 建築主等は前項の措置を行った後、次の各号

る者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 隣接地主の同意書の写し
- (2) 地元自治会等の同意書の写し
- (3) 浸出液採取用井戸の構造及び位置を示した図面
- (4) 浸出液の調査の実施方法を明記した書類
- (5) 埋立中及び埋立終了後の災害発生時における措置、環境汚染等に対する責任を明記した書類

2 市内に最終処分場を所有し、一般廃棄物及び産業廃棄物の処分を業としている者は、浸出液採取用井戸を設け、市長が指定する調査項目について年2回以上調査を実施し、その報告書を市長に提出しなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止)

第47条 略

- 2 不法に廃棄物を投棄している者を発見したときは、市に通報するものとする。

第7章 電波障害

(電波障害に対する措置)

第48条 建築主等は、宅地開発要綱第2条第2号、第3号及び第4号に定める建築物及び高さ10メートル以上の工作物を建築しようとする場合は、これらにより電波障害の発生が予想される地域の受信状況をあらかじめ調査し、事前協議の際調査報告書(公的機関の承認を受けたもの。)を市長に提出しなければならない。

- 2 建築主等は、前項の調査報告書に基づき、正常な電波を受信するための設備の設置について、市及び電波障害の発生が予想される地域の住民に説明しなければならない。

に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 電波障害対策に関する誓約書
- (2) 電波障害対策について当該住民に説明した報告書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第49条 建築主等は、当該建築物の建築により電波障害が発生したときは、速やかに市長及び障害を受けた地域住民と協議し、障害除去対策の措置を講じなければならない。

2 前項に基づく障害除去対策の方法は、日本放送協会又はテレビ共同受信技術研究会が定める仕様書により共同受信対策を行うものとする。ただし、障害が極めて軽微のときは、アンテナ対策とすることができる。

3 障害対策に係る施設の設置等の費用は、全額建築主等が負担しなければならない。

4 共同受信施設の維持管理については、建築主等が行うものとし、維持管理に係る経費のうち、家庭用アンテナ更改費に相当する額を当該住民が負担するものとする。ただし、地域の状況等により住民管理が望ましい場合は、この限りでない。

5 共同受信施設の維持管理を当該住民が行う場合は、建築主等は、対策工事に要した額の80パーセント以上を当該住民に維持管理費として支払らなければならない。ただし、日本放送協会が行う自然難視対策は、この限りではない。

6 アンテナ対策後の施設の維持管理については、当該住民が行うものとする。ただし、建築主等は、アンテナの耐用年数がきたときは、一回に限り当該住民のアンテナを交換しなければならない。

第50条 共同受信施設地域内に新たに第48条第1項に規定する建築物及び工作物を建築したことによつて、二次的電波障害等を発生させた建築主等は、共同受信施設設置者又は施設管理組合に対して、対象戸数に応じた維持管理費を

負担しなければならない。

2 前項の維持管理費の額は、共同受信施設設置者又は施設管理組合と協議して定めなければならない。

(後住者対策)

第51条 共同受信施設が設置されたのち、新たに当該障害地域に家屋等を建築した住民（以下「後住者」という。）が共同受信施設の受信を希望する場合は、その施設を利用することができるものとする。ただし、付加的設備（引込線、保安器等）に要する費用は、後住者が負担するものとする。

(誓約書等の提出)

第52条 建築主等は、第49条の措置を行つた後、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 電波障害対策に関する誓約書
- (2) 電波障害対策について当該住民に説明した報告書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第8章 土運搬事業

(運搬計画書の提出)

第53条 埋立て及びその他の工事のために1,000立方メートル以上の土砂の運搬を行おうとする者は、運搬を開始しようとする日の10日前までに、運搬計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1)・(2) 略
- (3) 土砂の運搬が遅延することによつて公共の福祉に障害を及ぼすおそれのあるとき。

(土運搬事業の手続き等)

第17条 埋立て及びその他の工事のために1,000立方メートル以上の土砂の運搬を行おうとする者は、運搬を開始しようとする日の10日前までに、土運搬計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1)・(2) 略
- (3) 土砂の運搬が遅延することによって公共の福祉に障害を及ぼすおそれのあるとき。

2 市長は、前項の土運搬計画書を受けたときは必要に応じて関係機関と協議し、適当であると認めたものに対して土運搬計画に係る承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 運搬経路に通学路がある場合は、児童及び生徒の安全を確保するために必要な措置を講じ

るものとする。

4 市長は、特に必要があると認めたときは運搬経路の変更を命ずることができる。

(協議及び承認)

第54条 市長は、前条の計画書を受けたときは必要に応じて関係機関と協議し、適当であると認められたものに対して土運搬計画に係る承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(土運搬事業者の遵守事項)

第55条 前条の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運搬経路に通学路がある場合は、児童、生徒の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

(2) 市長は、特に必要があると認めたときは運搬経路の変更を命ずることができる。

第9章 駐車施設

(駐車施設の設置)

第56条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく商業系地域を除く地域に、売場面積の合計が500平方メートル以上の店舗を有して物品の販売を行おうとする者は、売場面積の90パーセント以上の面積を有する駐車施設を設置しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 店舗開設時に売場面積の合計が500平方メートル未満であつたものが、増築等により500平方メートル以上になつたときは、前項の規定を適用するものとする。

3 市長は、前二項の規定によるもののほか、交通の安全及び付近の生活環境を保全するために必要と認めるときは、事業者に対し駐車施設の増設を要請することができる。

(駐車施設の構造等)

第57条 前条の駐車施設は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第7条から第14条までに規定する基準に適合するもので、次の各号に掲

(堆積物等に係る対応等)

第18条 堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に関連する相談が市民からあった場合、生活環境関係課は、関係部署に情報を提供するとともに、必要に応じて関係部署と協力して現地確認調査を行うものとする。

2 前項の現地確認調査の結果に基づき、当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の対応方針を検討するとともに、居住者等に堆積物の除去等の改善策を求めることの妥当性について判断を行うものとする。

3 居住者等に対して改善策を求めることが妥当であると判断した場合は、居住者等に口頭又は文書により改善策の実施を依頼するものとする。

4 相談事案に緊急に対応する必要があると判断した場合は、環境関係部の長及び関係部署の長に報告するとともに、連携して必要な措置をとるものとする。

5 第3項の規定により改善策の実施を居住者等に依頼した場合において、状況が改善されな
いときは、必要に応じて解決困難な相談事案に係る庁内対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。

げる要件を備えていなければならない。ただし、特殊な装置を用いる駐車施設で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 駐車のために供する部分として、自動車1台につき、幅2.3メートル、長さ5メートル以上であること。

(2) 当該店舗の敷地からおおむね300メートル以内の場所に設置されているものであること。

(歩行者の安全確保等)

第58条 事業者は、駐車施設付近、店舗に出入する者及び一般通行者の安全確保に努め、かつ、車両等による交通渋滞を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(1) 対策会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。また、相談事案に応じて、別表第2に掲げる職にある者を委員とすることができる。

(2) 対策会議は、調査審議のため必要があると認めるときに、別表第1及び別表第2の委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(3) 対策会議に委員長及び副委員長を置く。

(4) 委員長は、環境関係部の長をもって充て、副委員長は福祉関係部の長をもって充てる。

(5) 委員長は、対策会議において協議した相談事案の経過及び状況等を市長に報告するものとする。

(6) 生活環境関係課は、相談事案について記録するものとする。

(7) 生活環境関係課及び関係部署は、相互に協力して相談事案の解決に向けて対処するものとする。

(再生資源物の屋外管理)

第19条 屋外保管事業者は、屋外保管事業場の設置をする上で、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

(1) 隣接する住民に対して、事業の内容等を事前に説明すること。

(2) 事業を行うに際し、隣接する住宅等に被害発生のおそれがあるときは、個々の住宅の状況等について調査を行い、被害の防止に必要な措置を講じること。

2 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たるものとする。

3 屋外保管事業者は、次の各号に掲げる措置を遵守するよう努めるものとする。

(1) 騒音、振動又は粉じんの飛散等による周辺的生活環境の悪化の防止を図るために必要な措置を講じること。

(2) 再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

(3) 資材の倒壊による危害を防止するために必要な措置を講じること。

(4) 害虫等が発生しないように必要な措置を講じること。

(5) 火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、次に掲げる措置を講じること。

ア 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。

イ 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

(立入調査)

第20条 略

2 略

3 第1項に規定する関係者は、企業秘密等を理由として調査又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、立入調査に協力するものとする。

(指導、助言又は勧告)

第21条 市長は、前条の立入調査において是正が必要であると認めるときは、当該関係者に対し、是正に必要な措置を講じよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導又は助言を行ったにもかかわらず是正されたことが認められないときは、当該関係者に対し期限を定めて必要な措置を講じよう勧告することができる。

3 前二項の規定により指導、助言又は勧告を受けた当該関係者は、是正の完了に当たり、市長

第10章 雑則

(立入調査)

第59条 略

2 略

3 第1項に規定する関係人は、企業秘密等を理由として調査又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

に報告するものとする。

(公表)

第22条 市長は、この要綱に基づく諸規定に対し、特に悪質な違反があると認めるときは、当該関係者の氏名及び住所(法人の場合は主たる事務所の名称、代表者の氏名及び所在地)を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該関係者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(雑則)

第23条 略

別表第1(第18条関係)

環境関係部の長
福祉関係部の長
生活環境関係課の長
廃棄物関係課の長
地域振興関係課の長
危機管理関係課の長

別表第2(第18条関係)

生活福祉関係課の長
障害者福祉関係課の長
高齢者福祉関係課の長
健康推進関係課の長
道路管理関係課の長
都市計画関係課の長

(要綱に従わない者に対する措置)

第60条 市長は、この要綱に基づく諸規定に対し、特に悪質な違反者があるときは、これを

_____を公表することができる。

第61条 略

別表第1～別表第9 掲載略